

まちづくりに関する方針

計画名称	見土呂地区田園まちづくり計画
<p>目標・ テーマ</p>	<p style="text-align: center;"><b>自然や歴史・文化、レクリエーション施設を活かした来街者との交流がある 人にやさしい安全・安心で楽しく豊かに誇りを持って暮らせる 風格あるまちづくりをめざします</b></p> <p>北部の山地・池から田園・集落を経て加古川に至る豊かな自然環境や秋祭りに代表される地域に根ざした歴史・文化資源、自然的レクリエーション施設などを活かした来街者との交流を図ると共に、美しい田園風景を保全・育成しつつ、道路等の公共施設の整備や福祉・商業利便施設の誘致などによる安全・安心で楽しく豊かに誇りを持って暮らせるまちづくりをみんなで進めます。</p>
<p>基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・守る：烏山から加古川につながる豊かな自然環境・美しい田園風景を地域の歴史・文化・営みを尊重しつつ保全します</li> <li>・創る：緑と歩行者ネットワークを強化し、安全・安心でうるおいのある豊かな生活環境を創造します</li> <li>・活かす：自然や秋祭り等の歴史・文化、レクリエーション施設、ウォーキングコース等を活用し、住民と来街者・世代間・地域間の活発な交流を図ります</li> </ul>
<p>新規居住者の住宅区域 設定上限</p>	<p style="text-align: center;"><b>24戸</b></p> <p>昭和46年以降でピークとなる昭和50年の人口(511人)と平成22年6月の人口(440人)を比べ、71人(511人-440人)増加が可能なことから、<b>24戸分の新規居住者の住宅区域の設定が可能。</b>(71人÷2.86人(平成21年の世帯当たり人数)24.8戸)</p>

施策項目		施策内容	
守る	1. 集落環境の保全に関する事項	建物の高さについて	10m(3階)以下
		汚水対策について	・適正な排水処理の推進(公共下水道、合併浄化槽等) ・当面は、合併浄化槽の設置を推奨します。 ・早期公共下水道の整備(要望)
		汚臭・騒音について	・住環境に悪影響を与える汚臭、騒音等を発する行為は一切禁止する。
		畜舎の規模について	・集落区域内で床面積の合計が15㎡を超える畜舎を建築してはならないものとする。
	2. 集落景観の保全・形成	地区景観計画(基準)の指定	<p>全体：建物の形態・意匠は、周辺の田園風景や落ち着いた集落景観と調和するものとします。</p> <p>屋根：<b>守るべき基準</b>：外壁色彩の彩度は、以下に示すマンセル表色系の彩度数値以下とします。(但し、自然素材を用いたものや無彩色を除く)  R(赤)・YR(橙)系：彩度6以下、Y(黄)系：彩度4以下、他の色相：彩度2以下  <b>推奨基準</b>：瓦等の明度の低い無彩色の傾斜屋根を推奨します。</p> <p>外壁：<b>守るべき基準</b>：外壁色彩の彩度は、以下に示すマンセル表色系の彩度数値以下とします。(但し、自然素材を用いたものや無彩色を除く)  R(赤)・YR(橙)系：彩度6以下、Y(黄)系：彩度4以下、他の色相：彩度2以下  <b>推奨基準</b>：木材や土壁材等の自然素材を用いたもの又は、それらに近い色彩を用いた集落景観に調和するものを推奨します。</p> <p>垣・柵：<b>守るべき基準</b>：見土呂中央線(緑と歩行者ネットワーク軸)に面する部分に設ける垣・柵の構造は、原則生垣とし、適切に維持管理するものとします。  <b>推奨基準</b>：道路に面する垣・柵の構造は生垣が望ましい。塀を設ける場合は、自然素材を用いたまち並みに調和した意匠を推奨します。</p>
創る	3. 公共施設の整備を図る取組み	道路・交通等の整備について	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活道路の拡幅整備 (有効幅員4mを確保するため、道路整備協定に基づき中心線から2.17mのセットバックを行い、道路を拡幅整備することを目標とします。(構想図中の「生活道路整備路線」部分))</li> <li>見土呂中央線の部分拡幅整備と沿道緑化・飾花(集落地沿道の生垣化やフルーツパーク沿道等への桜並木の植樹、まち角花壇等)による緑と歩行者ネットワークの強化</li> <li>見土呂中央線と各主要道路との交差点の改善(隅切り等)</li> <li>道路の局所整備(構想図中に表示)</li> <li>上荘橋北側交差点への信号機の設置(要望)</li> </ul>
	4. その他の施設の整備を図る取組み		<ul style="list-style-type: none"> <li>商業利便施設や老人福祉施設等の誘致</li> <li>移動店舗(食料品等)や定期的出前サービス(福祉等)のネットワークの構築</li> <li>気軽に集えるサロンのような場所の整備</li> </ul>
	5. 安全安心対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>溝が深く危険な道の改善(転落防止柵の設置や暗渠化等)</li> <li>暗く危険な箇所への防犯灯(街路灯)の設置</li> <li>地域の防災意識の向上(講習会の開催、情報の共有化等)</li> </ul>
活かす	6. 歴史を活かす取組み		<ul style="list-style-type: none"> <li>宝篋印塔等の説明板の設置や文化財登録の要望</li> <li>秋祭りをはじめとする祭りごとや見土呂苑・見登呂姫の石仏などの文化財を活かした「みとろ散策マップ」や「見土呂の歴史・文化冊子」の作成・配布による地域PR</li> </ul>
	7. 自然を活かす取組み		<ul style="list-style-type: none"> <li>農家・非農家等の調和のとれた社会共同生活を維持しながら、農業振興施策との連携による美しい田園環境の保全・育成を図る。</li> <li>(仮称)見土呂三山(丸山・烏山・ごろし山)等の自然環境の保全・育成・周知</li> <li>見土呂観光果樹園や見土呂フルーツパーク等の北部の自然的レクリエーション施設や各ウォーキングコースの振興やそれらとの連携による地域PR</li> <li>ウォーキングコース沿道への市民農園の開設や小型農産物直売所、農産物の加工・製品化・販売施設の設置などによる来街者との交流・地域資源の活用促進</li> </ul>
	8. 地縁者の範囲		・上荘小学校区域(地縁者の住宅区域、地縁者の小規模事業所区域)
	9. 地縁者の小規模事業区域の用途制限		・地縁者の小規模事業所の用途は、事務所、倉庫(建築基準法別表第2(と)項第4号に掲げるものを除く)に限る。
	【附 図】		・見土呂地区 まちづくり構想図